第22回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種	別	専決処分 報 告	予算	条例	その他	計
件	数	1	1	2	3	7

(2) 議案の名称

< 専決処分報告 >

報告第 1号 専決処分について(尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例)

< 予算 >

議案第 62号 平成29年度尼崎市一般会計補正予算(第1号)

<条例>

議案第 63号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 64号 尼崎市保健福祉センター条例について

< その他 >

議案第 65号 事業契約の変更について(市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)

建替事業)

議案第 66号 指定管理者の指定について(尼崎市立尼崎稲葉荘団地)

議案第 67号 工事請負契約の変更について(魚つり公園釣り桟橋改修工事)

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故 1件 131,587円

その他の事故 6件 379,669円

第22回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<平成29年5月定例会>

種	別	専決処分報告	番	号	報告第1号	所	管	消防局企画管理課
件	名	専決処分につい例)	1て ((尼	崎市消防団員等公 發	務災:	害補	償条例の一部を改正する条

内容

1 専決理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成29年政令第57号)が平成29年4月1日に施行されることに伴い、条例改正を行う必要が生じたが、急施を要したので、専決処分をしたもの。

2 専決処分日 平成29年3月31日

3 主な専決内容

消防団員等に扶養親族のある場合の補償基礎額への加算額について、政令に準じて 改める。

- (1) 配偶者に係る補償基礎額への加算額を「433円」から「333円」に改める。
- (2) 子(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。以下同じ。)に係る補償基礎額への加算額を「217円」から「267円」に改める。
- (3) 配偶者のない場合の子1人に係る補償基礎額への加算額を「367円」から「3 33円」に改める。
- (4) 配偶者及び子のない場合の配偶者及び子以外の扶養親族1人に係る補償基礎額への加算額を「367円」から「300円」に改める。

4 施行期日

平成29年4月1日

改正後

(損害補償を受ける権利)

- 第2条 市長は、次に掲げる場合には、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次のアから工までに掲げる者が、当該アから工までに定める行為を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこれらの行為を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合
 - ア 消防法第25条第1項若しくは第2項 (<u>これらの規定を同法第36条第8項</u>に おいて準用する場合を含む。)又は同法 第29条第5項(同法第30条の2<u>及び</u> <u>第36条第8項</u>において準用する場合を 含む。)の規定により消防作業に従事し た者(以下「消防作業従事者」という。) 当該消防作業に従事する行為

イ~エ 略

(補償基礎額)

- 第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害 補償」という。)は、療養補償及び介護補償 を除き、補償基礎額を基礎として行う。
- 2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある 消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防 団員等」という。)の補償基礎額は、同項の 規定による金額に、第5項第1号に該当する 扶養親族については333円を、同項第2号 に該当する扶養親族については1人につき2 67円(消防団員等に同項第1号に該当する 扶養親族がいない場合は、そのうち1人につ いては333円)を、同項第3号から第6号 までのいずれかに該当する扶養親族について

現 行

(損害補償を受ける権利)

- 第2条 市長は、次に掲げる場合には、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を通知しなければならない。
 - (1) 略
 - (2) 次のアから工までに掲げる者が、当該アから工までに定める行為を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこれらの行為を行ったことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合
 - ア 消防法第25条第1項若しくは第2項 (同法第36条において準用する場合を 含む。)又は同法第29条第5項(同法 第30条の2<u>及び第36条</u>において準用 する場合を含む。)の規定により消防作 業に従事した者(以下「消防作業従事者」 という。) 当該消防作業に従事する行 為

イ~エ 略

(補償基礎額)

- 第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害 補償」という。)は、療養補償及び介護補償 を除き、補償基礎額を基礎として行う。
- 2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある 消防団員又は消防作業従事者等(以下「消防 団員等」という。)の補償基礎額は、同項の 規定による金額に、第5項第1号に該当する 扶養親族については433円を、同項第2号 から第5号までのいずれかに該当する扶養親 族については1人につき217円(消防団員 等に同項第1号に掲げる者がない場合にあっ ては、そのうち1人については367円)を、 それぞれ加算して得た額とする。

は1人につき217円(消防団員等に同項第 1号<u>又は第2号に該当する扶養親族がいない</u> 場合は、そのうち1人については<u>300円</u>) を、それぞれ加算して得た額とする。

4 略

- 5 前2項の扶養親族とは、次の各号のいずれ かに該当する者で、消防団員等について死亡 若しくは負傷の原因である事故が発生した日 又は診断によって死亡の原因である疾病の発 生が確定した日若しくは診断によって疾病の 発生が確定した日において、他に生計のみち がなく主として消防団員等の扶養を受けてい たものをいう。
 - (1) 略
 - (2) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子
- (3) 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

4 略

- 5 前 2 項の扶養親族とは、次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員等について死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものをいう。
 - (1) 略
 - (2) 2 2 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u>
 - (3) **略**
 - (4) 略
 - (5) 略

<平成29年5月定例会>

種別	予算	番号	議案第62号	所 管	各事業所管課
件名	平成29年度尼	2崎市一角	设会計補正予算(第	第1号)	

内容

1 補正予算の規模

(単位:千円)

現在予算額	補正予算額	補正後予算額	
201,700,000	301,220	202,001,220	

2 歳入歳出補正予算額

(単位:千円)

歳	Д	歳	出
款	補正予算額	款	補正予算額
国庫支出金	148,300	総務費	2,500
県支出金	2,120	土木費	296,600
諸収入	2,500	教育費	2,120
市債	148,300		
合 計	301,220	合 計	301,220

3 補正予算の内容

市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業において、アスベスト含有建材の除去工事を実施するほか、地域人材を活用した小学校英語教育支援の充実などを行う。 費目別事業概要は別紙のとおり。

費目別事業概要

2,500 千円

特色ある地域活動推進事業費

2,500 千円

宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、地域の活性 化と住民のコミュニティ意識の醸成を図るため、園田競馬場自 治会の夏祭りに係る備品購入に対して補助を行う。

土木費 296,600 千円

市営住宅建替事業費

296,600 千円

市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業において、一部の仕上げ材にアスベストが含まれていることを確認したため、アスベスト含有建材の除去工事を行う。

教育費 2,120 千円

教員指導力向上事業費

2,120 千円

県からの委託を受け、地域人材を活用した小学校英語教育支援 の充実を図る。

<平成29年5月定例会>

種	別	条例	番号	議案第63号	所 管	税務管理課	
件	名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について					
				内	容		

1 改正理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号) の施行等に伴い、所要の整備を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税・都市 計画税について、各区分所有者の税額を算出する際に用いる専有床面積を、階層の 差違に応じて補正する。 【第37条第2項】
- (2) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)の 用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、 いずれもその価格に2分の1を乗じて得た額とする。 【第40条の3の2】
- (3) 新築住宅に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする場合における申告書の提出に係る規定を削除する。 【第50条の2】
- (4) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合には、当該施設の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、最初の5年間その価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- (5) 緑地保全・緑化推進法人が土地を所有し、又は無償で借り受けて市民緑地を設置及び管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税・都市計画税の課税標準について、最初の3年間その価格に3分の2を乗じて得た額とする。

【(4)及び(5) 附則第10項】

(6) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)(三輪以上の新車で、排出ガス性能及び燃費性能に優れ、環境負荷の小さいものに係る税額の軽減措置)について、適用対象車をより燃費性能の高いものに限定した上で、対象取得期間を2年間延長し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。(現行の適用対象取得期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。)

【附則第39項から第41項】

(7) 耐震改修又は熱損失防止改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、固定資産税の減額の適用を受けようとする者が提出する必要のある申告書の記載事項等を定める。

【附則第53項から第55項及び第64項から第66項】

3 施行期日

公布の日。ただし(5)は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

改正後

(個人の市民税の非課税の範囲)

第18条 略

- (1) 略
- (2) 障害者(法<u>第292条第1項第10号</u>に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)(これらの者の前年の合計所得金額(同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対象配偶者(法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得割の課税標準)

第19条 1~5 略

6 第4項の規定は、第26条第1項の_____ __申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)に法第317条の2第1項第2号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定により__申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。 現行

(個人の市民税の非課税の範囲)

第18条 略

- (1) 略
- (2) 障害者(法<u>第292条第1項第9号</u>に規定する障害者をいう。以下同じ。)、未成年者、寡婦(同項第11号に規定する寡婦をいう。以下同じ。)又は寡夫(同項第12号に規定する寡夫をいう。以下同じ。)(これらの者の前年の合計所得金額(同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が法第295条第1項第2号に規定する額を超える場合を除く。)
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみ を課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 350,000円にその者の控除対象配偶者 及び扶養親族

______の数に1を加えた数を乗じて得た金額 (その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有 する場合には、当該金額に210,000円を 加算した金額)以下である者に対しては、均等 割を課さない。

(所得割の課税標準)

第19条 1~5 略

6 第4項の規定は、第26条第1項の規定によ <u>る</u>申告書(その提出期限後において市民税の納 税通知書が送達される時までに提出されたも のを含む。)に法第317条の2第1項第2号 に掲げる事項の記載がない場合には、適用しな い。ただし、同項ただし書の規定によって申告 書を提出する義務がない場合又は当該申告書 に当該事項の記載がないことについてやむを 得ない事情があると市長が認める場合は、この 限りでない。

- 7 略
- 8 第2項から前項までの規定により 所得割 の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は 山林所得金額を算定する場合において、当該納 税義務者の前年前3年間における総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じ た所得税法第2条第1項第25号の純損失の 金額(この項の規定により前年前において控除 されたものを除く。)は、当該純損失の金額が 生じた年分の所得税につき青色申告書を提出 し、かつ、当該順損失の金額が生じた年の末日 の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民 税について連続して法第317条の2第1項 に掲げる事項を記載した第26条第1項又は 第3項の 申告書を提出していると きに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職 所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。
- 9 前項の規定の適用がない場合においても、所 得割の納税義務者の前年前3年内の各年にお ける総所得金額、退職所得金額若しくは山林所 得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の 金額(同項の規定により前年前において控除さ れたものを除く。) のうち、当該各年に生じた 変動所得(漁獲から生ずる所得、著作権の使用 料に係る所得その他の所得で年々の変動の著 しいもののうち令で定めるものをいう。)の金 額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事 業用資産の損失の金額に係るもので令で定め るもの又は当該納税義務者の前年前3年内の 各年に生じた雑損失の金額(法第314条の2 第1項第1号イ、ロ又は八に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ同号イ、ロ又は八に定める金 額を超える場合におけるその超える金額をい い、この項又は同条第1項の規定により前年前 において控除されたものを除く。)は、当該純 損失又は雑損失の金額が生じた年の末日の属 する年度の翌年度の市民税について第26条 第1項又は第3項の 申告書を提出

- 7 略
- 第2項から前項までの規定によって所得割 の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は 山林所得金額を算定する場合において、当該納 税義務者の前年前3年間における総所得金額、 退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じ た所得税法第2条第1項第25号の純損失の 金額(この項の規定により前年前において控除 されたものを除く。)は、当該純損失の金額が 生じた年分の所得税につき青色申告書を提出 し、かつ、当該順損失の金額が生じた年の末日 の属する年度の翌々年度以後の年度分の市民 税について連続して法第317条の2第1項 に掲げる事項を記載した第26条第1項又は 第3項の規定による申告書を提出していると きに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職 所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。
- 9 前項の規定の適用がない場合においても、所 得割の納税義務者の前年前3年内の各年にお ける総所得金額、退職所得金額若しくは山林所 得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の 金額(同項の規定により前年前において控除さ れたものを除く。)のうち、当該各年に生じた 変動所得(漁獲から生ずる所得、著作権の使用 料に係る所得その他の所得で年々の変動の著 しいもののうち令で定めるものをいう。)の金 額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事 業用資産の損失の金額に係るもので令で定め るもの又は当該納税義務者の前年前3年内の 各年に生じた雑損失の金額(法第314条の2 第1項第1号イ、ロ又は八に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ同号イ、ロ又は八に定める金 額を超える場合におけるその超える金額をい い、この項又は同条第1項の規定により前年前 において控除されたものを除く。)は、当該純 損失又は雑損失の金額が生じた年の末日の属 する年度の翌年度の市民税について第26条 第1項又は第3項の規定による申告書を提出

し、かつ、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものとする。

10 略

1 1 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第26条第1項の______申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。

12 略

13 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生 じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特</u> 定配当等申告書(次に掲げる申告書で

市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの<u>をいう。以下この項</u>及び第25条第4項において同じ

__。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるとき(当該特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、

し、かつ、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものとする。

10 略

1 1 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第57条の2第2項に規定する特定支出の額の合計額が同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第26条第1項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第57条の2第1項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除する。

12 略

13 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

この限りでない。

- (1) 第26条第1項の申告書
- (2) 第27条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

14 略

15 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(第 13項各号に掲げる申告書で市民税の納税通 知書が送達される時までに提出されたものを いう。以下この項及び第25条第4項において 同じ。)に特定株式等譲渡 所得金額に係る所得の明細に関する事項その 他省令で定める事項の記載があるとき(当該特 定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がな いことについてやむを得ない理由があると市 長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等 譲渡所得金額に係る所得の金額については、適 用しない。ただし、第13項各号に掲げる申告 書がいずれも提出された場合におけるこれら の申告書に記載された事項その他の事情を勘 案して、この項の規定を適用しないことが適当 であると市長が認めるときは、この限りでな い。

(税額控除)

第25条 1~3 略

4 所得割の納税義務者が、特定配当等申告書 ——に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款 ——の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式

14 略

15 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第26条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他省令で定める事項の記載があるとき(これらの申告書」にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(税額控除)

第25条 1~3 略

4 所得割の納税義務者が、第19条第13項の 申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第15項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式 等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前各項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5~8 略

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額 (法第292条第1項第4号に規定する法人 税額をいう。以下この款において同じ。) (四別帰属法人税額(同項第4号の2

____に規定する個別帰属法人税額をいう。以下この款において同じ。)が年4,000,00 0円以下であるものに対する当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)~(3) 略

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないかどうかの判定は、次条第1項の規定により 申告納付すべき法人にあっては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定により 申告納付すべき法人にあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 略

4 次条第1項に規定する法人税額の課税標準 の算定期間又は同条第4項に規定する連結法 人税額の課税標準の算定期間が1年に満たな い法人に対する第1項の規定の適用について は、同項中「年4,000,00円」とある 等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者の第22条第2項及び第3項並びに前各項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5~8 略

(中小法人に対する不均一課税)

第33条の7の2 次の各号のいずれかに該当 する者で、法人税割の課税標準となる法人税額

又は

個別帰属法人税額(法第292条第1項第4号 の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下 この款において同じ。)が年4,000,00 0円以下であるものに対する当該事業年度(連 結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。)分又は当該連結事業年度分の法人 税割額は、前条第2項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分 の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控 除した金額とする。

(1)~(3) 略

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が100,000,000円以下であるかどうか又は資本金の額若しくは出資金の額を有しないかどうかの判定は、次条第1項の規定によって申告納付すべき法人にあっては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によって申告納付すべき法人にあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。

3 略

4 <u>法人税額の課税標準の算定期間又は連結法</u> 人税額

_____の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年4,000,00円」とある

のは、「4,000,00円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数を1月とする。

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は次条第2項の規定により 申告納付すべき法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額又は個別帰属法人税額は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税額として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額による。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項、第74条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務があり、かつ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあっては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人は、当該申告書の提出期限までに、当

のは、「4,000,00円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、その端数を1月とする。

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。)の規定によって法人税に係る申告書を提出する表がある法人又は次条第2項の規定によって申告納付すべき法人に対して第1項の規定を適用する場合における法人税額又は個別帰属法人税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額による。

(法人の市民税の申告納付)

第33条の8 法人税法第71条第1項、第74 条第1項、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。) 第144条の3第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務があり、かつ、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間(同法第71条第1項、第88条又は第144条の3第1項の申告書に係る法人税額にあっては、当該事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)の開始の日から6月の期間とする。以下法人の市民税について同じ。)中において市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人は、当該申告書の提出期限までに、当 該申告書に係る法人税額、これを課税標準とし て算定した法人税割額(同法第71条第1項 (同法第72条第1項の規定が適用される場 合を除く。) 第88条又は第144条の3第1 項(同法第144条の4第1項の規定が適用さ れる場合を除く。) の規定により 法人税に係 る申告書を提出する義務がある法人(以下この 条及び第33条の12第1項において「予定申 告法人」という。)にあっては、前事業年度(連 結事業年度に該当する期間を除く。) の法人税 割額を基準として令で定めるところにより計 算した法人税割額又は当該事業年度開始の日 の前日の属する連結事業年度の法人税割額を 基準として令で定めるところにより計算した 法人税割額(第33条の10第1項において 「予定申告に係る法人税割額」という。))、同 法第71条第1項、第74条第1項、第144 条の3第1項又は第144条の6第1項の規 定により 法人税に係る申告書を提出する義 務がある法人にあっては均等割額その他必要 な事項を記載した申告書(以下この項において 「法人の市民税の申告書」という。) を市長に 提出し、及びその申告した市民税額(当該市民 税額について既に納付すべきことが確定して いるものがある場合においては、これを控除し た額)を納付しなければならない。この場合に おいて、同法第71条第1項又は第144条の 3 第 1 項の規定により 法人税に係る申告書 を提出する義務がある法人が、法人の市民税の 申告書をその提出期限までに提出しなかった ときは、第18項の規定の適用がある場合を除 き、当該申告書の提出期限において、市長は、 令で定めるところによって計算した法人税割 額及び均等割額を記載した当該申告書の提出 があったものとみなし、当該法人は、当該申告 納付すべき期限内にその提出があったものと みなされる申告書に係る市民税に相当する税 額の市民税を納付しなければならない。

該申告書に係る法人税額、これを課税標準とし て算定した法人税割額(同法第71条第1項 (同法第72条第1項の規定が適用される場 合を除く。) 第88条又は第144条の3第1 項(同法第144条の4第1項の規定が適用さ れる場合を除く。) の規定によって法人税に係 る申告書を提出する義務がある法人(以下この 条及び第33条の12第1項において「予定申 告法人」という。)にあっては、前事業年度(連 結事業年度に該当する期間を除く。) の法人税 割額を基準として令で定めるところにより計 算した法人税割額又は当該事業年度開始の日 の前日の属する連結事業年度の法人税割額を 基準として令で定めるところにより計算した 法人税割額(第33条の10第1項において 「予定申告に係る法人税割額」という。))、同 法第71条第1項、第74条第1項、第144 条の3第1項又は第144条の6第1項の規 定によって法人税に係る申告書を提出する義 務がある法人にあっては均等割額その他必要 な事項を記載した申告書(以下この項において 「法人の市民税の申告書」という。) を市長に 提出し、及びその申告した市民税額(当該市民 税額について既に納付すべきことが確定して いるものがある場合においては、これを控除し た額)を納付しなければならない。この場合に おいて、同法第71条第1項又は第144条の 3 第 1 項の規定によって法人税に係る申告書 を提出する義務がある法人が、法人の市民税の 申告書をその提出期限までに提出しなかった ときは、第18項の規定の適用がある場合を除 き、当該申告書の提出期限において、市長は、 令で定めるところによって計算した法人税割 額及び均等割額を記載した当該申告書の提出 があったものとみなし、当該法人は、当該申告 納付すべき期限内にその提出があったものと みなされる申告書に係る市民税に相当する税 額の市民税を納付しなければならない。

- 2 略
- 3 前項の規定により 申告書を提出すべき法人(同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)が、前項の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第18項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によ り 法人税に係る申告書を提出する義務があ る法人及び当該法人との間に連結完全支配関 係(同法第2条第12号の7の7に規定する連 結完全支配関係をいう。以下この款において同 じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に 規定する連結子法人をいう。以下この款におい て同じ。)(連結申告法人(同条第16号に規定 する連結申告法人をいう。以下この款において 同じ。) に限る。) で、当該申告書に係る連結法 人税額(同法その他の法人税に関する法令の規 定により 計算した法人税額(同法第81条の 22第1項の規定による申告書に係る法人税 額に限る。)をいう。以下この款において同じ。) の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年 度に該当する期間に限る。以下この款において 同じ。) 中において市内に事務所、事業所又は 寮等を有するものは、当該申告書の提出期限ま でに、当該申告書に係る連結法人税額に係る個 別帰属法人税額、これを課税標準として算定し た法人税割額、均等割額その他必要な事項を記 載した申告書を市長に提出し、及びその申告し た市民税額(当該市民税額について既に納付す べきことが確定しているものがある場合にお

- 2 略
- 3 前項の規定によって申告書を提出すべき法人(同項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)が、前項の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第18項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、市長に対し、令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があったものとみなされる申告書に係る市民税に相当する税額の市民税を納付しなければならない。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定によ って法人税に係る申告書を提出する義務があ る法人及び当該法人との間に連結完全支配関 係(同法第2条第12号の7の7に規定する連 結完全支配関係をいう。以下この款において同 じ。)がある連結子法人(同条第12号の7に 規定する連結子法人をいう。以下この款におい て同じ。)(連結申告法人(同条第16号に規定 する連結申告法人をいう。以下この款において 同じ。)に限る。)で、当該申告書に係る連結法 人税額(同法その他の法人税に関する法令の規 定によって計算した法人税額(同法第81条の 22第1項の規定による申告書に係る法人税 額に限る。)をいう。以下この款において同じ。) の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年 度に該当する期間に限る。以下この款において 同じ。) 中において市内に事務所、事業所又は 寮等を有するものは、当該申告書の提出期限ま でに、当該申告書に係る連結法人税額に係る個 別帰属法人税額、これを課税標準として算定し た法人税割額、均等割額その他必要な事項を記 載した申告書を市長に提出し、及びその申告し た市民税額(当該市民税額について既に納付す べきことが確定しているものがある場合にお

いては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1 項の規定が適用される場合に限る。) 第74条 第1項、第144条の3第1項(同法第144 条の4第1項の規定が適用される場合に限 る。) 若しくは第144条の6第1項の規定に より 法人税に係る申告書を提出する義務が ある法人又は同法第81条の22第1項の規 定により 法人税に係る申告書を提出する義 務がある法人若しくは当該法人との間に連結 完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人 に限る。) で、当該事業年度開始の日前9年以 内に開始した事業年度(同法第80条第5項又 は第144条の13第11項に規定する中間 期間を含む。) 又は当該連結事業年度開始の日 前9年以内に開始した事業年度(同法第80条 第5項又は第144条の13第11項に規定 する中間期間を含む。) において損金の額が益 金の額を超えることとなったため、同法第80 条又は第144条の13の規定により 法人 税額の還付を受けたものが納付すべき当該事 業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割 の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人 税額の算定については、第1項、前項、第8項 又は第9項の規定にかかわらず、法第321条 の8第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、 当該各号に定めるところによるものとする。

6 略

7 第1項、第4項、前項及び第9項の規定により り 申告書を提出すべき法人は、当該申告書 (第1項後段の規定により提出があったもの とみなされた申告書を除く。)の提出期限後に おいても、第33条の10第4項の規定による 更正又は決定の通知があるまでは、第1項、第 4項、前項及び第9項の規定により 申告書を 提出し、並びにその申告した市民税額を納付す ることができる。 いては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5 法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。) 第74条第1項、第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。) 若しくは第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)で、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度

______又は当該連結事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度

において損金の額が益金の額を超えることとなったため、同法第80条又は第144条の13の規定によって法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第1項、前項、第8項又は第9項の規定にかかわらず、法第321条の8第12項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

6 略

7 第1項、第4項、前項及び第9項の規定によって申告書を提出すべき法人は、当該申告書 (第1項後段の規定により提出があったものとみなされた申告書を除く。)の提出期限後においても、第33条の10第4項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第1項、第4項、前項及び第9項の規定によって申告書を提出し、並びにその申告した市民税額を納付することができる。

8 第1項、第2項、第4項、第6項、前項若しくはこの項の規定により 申告書を提出した 法人又は第33条の10の規定による更正若 しくは決定を受けた法人は、次のいずれかに該 当する場合には、次項に該当する場合を除くほ か、遅滞なく、当該申告書に記載し、又は当該 更正若しくは決定に係る通知書に記載された 法第20条の9の3第6項に規定する課税標 準等又は税額等を修正する申告書を市長に提出し、及びその申告により増加した市民税額を 納付しなければならない。

(1) • (2) 略

9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人 が連結子法人である場合又は連結子法人であ った場合にあっては、当該法人との間に連結完 全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条 第12号の6の7に規定する連結親法人をい う。以下この款において同じ。) 若しくは連結 完全支配関係があった連結親法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと)により、 当該法人が前項各号のいずれかに該当するこ ととなった場合においては、当該法人は、当該 修正申告によって増加した法人税額若しくは 連結法人税額又は当該更正若しくは決定によ って納付すべき法人税額若しくは連結法人税 額を納付すべき日までに、同項の規定により 申告納付しなければならない。

10 略

1 1 法人税法第74条第1項の<u>規定により</u> 法人税に係る申告書を提出する義務がある法 人又は同法第81条の22第1項の<u>規定により</u> <u>り</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)の各事業年度又は各連結事業年度の開始 8 第1項、第2項、第4項、第6項、前項若しくはこの項の規定によって申告書を提出した法人又は第33条の10の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、当該申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された法第20条の9の3第6項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を市長に提出し、及びその申告により増加した市民税額を納付しなければならない。

(1)・(2) 略

9 第1項、第2項又は第4項の法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと(当該法人 が連結子法人である場合又は連結子法人であ った場合にあっては、当該法人との間に連結完 全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条 第12号の6の7に規定する連結親法人をい う。以下この款において同じ。) 若しくは連結 完全支配関係があった連結親法人が法人税に 係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更 正若しくは決定の通知を受けたこと)により、 当該法人が前項各号のいずれかに該当するこ ととなった場合においては、当該法人は、当該 修正申告によって増加した法人税額若しくは 連結法人税額又は当該更正若しくは決定によ って納付すべき法人税額若しくは連結法人税 額を納付すべき日までに、同項の規定によって 申告納付しなければならない。

10 略

1 1 法人税法第74条第1項の<u>規定によって</u> 法人税に係る申告書を提出する義務がある法 人又は同法第81条の22第1項の<u>規定によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)の各事業年度又は各連結事業年度の開始 の日前に開始した事業年度又は連結事業年度 (当該各事業年度又は当該各連結事業年度の 終了の日以前に行われた当該法人を合併法人 とする適格合併に係る被合併法人の当該適格 合併の日前に開始した事業年度又は連結事業 年度を含む。) の法人税割につき市長が法人税 に関する法律の規定により 更正された法人 税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税 額に基づいて第33条の10第1項又は第3 項の規定により 更正をした場合において、当 該更正につき第13項の規定の適用があった ときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経 理法人税割額(既に第14項又は第17項の規 定により還付すべきこととなった金額及びこ の項の規定により控除された金額を除く。)は、 当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該 更正の日(当該更正が当該各事業年度又は当該 各連結事業年度の終了の日前に行われた当該 法人を合併法人とする適格合併に係る被合併 法人の当該合併の日前に開始した事業年度又 は連結事業年度の法人税割につき当該適格合 併の日前にしたものである場合には、当該適格 合併の日)以後に終了する事業年度又は連結事 業年度に限る。) の法人税割額から控除する。

12 略

13 市長が法人税法第135条第1項又は第 5項に規定する更正に係る法人税額又は連結 法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて 第33条の10第1項又は第3項の規定によ り更正をした場合(次項及び第15項におい て「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更 正をした場合」という。)は、当該更正に係る 事業年度又は連結事業年度の法人税割として 納付された金額のうち当該更正により減少す る部分の金額で令で定めるもの(以下この条に おいて「仮装経理法人税割額」という。)は、 法第17条、法第17条の2、法第17条の4 及び法第321条の11第5項の規定にかか

の日前に開始した事業年度又は連結事業年度 (当該各事業年度又は当該各連結事業年度の 終了の日以前に行われた当該法人を合併法人 とする適格合併に係る被合併法人の当該適格 合併の日前に開始した事業年度又は連結事業 年度を含む。) の法人税割につき市長が法人税 に関する法律の規定によって更正された法人 税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税 額に基づいて第33条の10第1項又は第3 項の規定によって更正をした場合において、当 該更正につき第13項の規定の適用があった ときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経 理法人税割額(既に第14項又は第17項の規 定により還付すべきこととなった金額及びこ の項の規定により控除された金額を除く。)は、 当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該 更正の日(当該更正が当該各事業年度又は当該 各連結事業年度の終了の日前に行われた当該 法人を合併法人とする適格合併に係る被合併 法人の当該合併の日前に開始した事業年度又 は連結事業年度の法人税割につき当該適格合 併の日前にしたものである場合には、当該適格 合併の日)以後に終了する事業年度又は連結事 業年度に限る。) の法人税割額から控除する。

12 略

13 市長が法人税法第135条第1項又は第 5項に規定する更正に係る法人税額又は連結 法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて 第33条の10第1項又は第3項の規定によ って更正をした場合(次項及び第15項におい て「市長が仮装経理に基づく過大申告に係る更 正をした場合」という。)は、当該更正に係る 事業年度又は連結事業年度の法人税割として 納付された金額のうち当該更正により減少す る部分の金額で令で定めるもの(以下この条に おいて「仮装経理法人税割額」という。)は、 法第17条、法第17条の2、法第17条の4 及び法第321条の11第5項の規定にかか わらず、次項又は第17項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなった金額を除き、還付せず、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しない。

14~17 略

18 法人税法第71条第1項若しくは第14 4条の3第1項の規定により 法人税に係る 申告書を提出する義務がある法人又は第2項 の規定により 申告書を提出すべき法人で、そ の法人税額の課税標準の算定期間又はその連 結事業年度開始の日から6月の期間中におい て市内に寮等のみを有するものは、第1項(同 法第71条第1項又は第144条の3第1項 に係る部分に限る。)又は第2項の規定にかか わらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又 は当該連結事業年度開始の日から6月の期間 に係る均等割額について申告納付をすること を要しない。

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋について は、賦課期日現在において登記簿又は土地補充 課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者 (建物の区分所有等に関する法律(昭和37年) 法律第69号。以下「区分所有法」という。) 第2条第3項に規定する専有部分(以下「専有 部分」という。) の属する家屋(区分所有法第 4条第2項の規定により共用部分(区分所有法 第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下 同じ。) とされた付属の建物を含む。以下「区 分所有に係る家屋」という。) については、当 <u>該区分所有に係る家屋</u>に係る<u>区分所有法</u>第2 条第2項に規定する区分所有者(以下「区分所 有者」という。) とする。以下固定資産税につ いて同様とする。<u>)として登記され、</u>又は登録 されている者をいう。この場合において、所有 者として登記され、若しくは登録されている個

わらず、次項又は第17項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなった金額を除き、還付せず、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しない。

14~17 略

18 法人税法第71条第1項若しくは第14 4条の3第1項の規定によって法人税に係る 申告書を提出する義務がある法人又は第2項 の規定によって申告書を提出すべき法人で、そ の法人税額の課税標準の算定期間又はその連 結事業年度開始の日から6月の期間中におい て市内に寮等のみを有するものは、第1項(同 法第71条第1項又は第144条の3第1項 に係る部分に限る。)又は第2項の規定にかか わらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又 は当該連結事業年度開始の日から6月の期間 に係る均等割額について申告納付をすること を要しない。

(固定資産税の納税義務者等)

第36条 略

非	5 3 0 宗 哈
2	前項の所有者とは、土地又は家屋について
	は、賦課期日現在において登記簿又は土地補充
	課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者
	(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年
	法律第69号)
	第2条第3項の専有部分
	の属する家屋(<u>同法</u> 第
	4条第2項の規定により共用部分
	とされた付属の建物を含む。以下「区
	分所有に係る家屋」という。) については、 <u>当</u>
	<u>該家屋</u> に係る <u>同法</u> 第2
	条第2項の区分所有者
	とする。以下固定資産税につ
	いて同様とする。 <u>) として登記</u> 又は登録されて
	いる者をいう。この場合において <u>、所有者とし</u>
	て登記又は 登録されている個

人が賦課期日前に死亡しているとき、<u>所有者として登記され、若しくは</u>登録されている法人が同日前に消滅しているとき<u>又は</u>所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 • 4 略

- 5 農地法(昭和27年法律第229号)第45 条第1項若しくは農地法等の一部を改正する 法律(平成21年法律第57号)附則第8条第 1項の規定によりなお従前の例によることと される同法第1条の規定による改正前の農地 法第78条第1項の規定により 農林水産大 臣が管理する土地又は旧相続税法(昭和22年 法律第87号)第52条、相続税法(昭和25 年法律第73号)第41条若しくは第48条の 2、所得税法の一部を改正する法律(昭和26 年法律第63号)による改正前の所得税法第5 7条の4、戦時補償特別措置法(昭和21年法 律第38号)第23条若しくは財産税法(昭和 2 1 年法律第 5 2 号) 第 5 6 条の規定により 国が収納した農地については、買収し、又は収 納した日から国が当該土地又は農地を他人に 売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転 する日までの間はその使用者をもって、その日 後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者とし て登記される日までの間はその売渡しの相手 方をもって、それぞれ第1項の所有者とみな す。
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用さ

人が賦課期日前に死亡しているとき、<u>若しくは</u>所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は一所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3・4 略

- 5 農地法(昭和27年法律第229号)第45 条第1項若しくは農地法等の一部を改正する 法律(平成21年法律第57号)附則第8条第 1項の規定によりなお従前の例によることと される同法第1条の規定による改正前の農地 法第78条第1項の規定によって農林水産大 臣が管理する土地又は旧相続税法(昭和22年 法律第87号)第52条、相続税法(昭和25 年法律第73号)第41条若しくは第48条の 2、所得税法の一部を改正する法律(昭和26 年法律第63号)による改正前の所得税法第5 7条の4、戦時補償特別措置法(昭和21年法 律第38号)第23条若しくは財産税法(昭和 2 1 年法律第52号)第56条の規定によって 国が収納した農地については、買収し、又は収 納した日から国が当該土地又は農地を他人に 売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転 する日までの間はその使用者をもって、その日 後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者とし て登記される日までの間はその売渡しの相手 方をもって、それぞれ第1項の所有者とみな す。
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用さ

れる密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第45条第1項第1号の事業 並びに大都市地域における住宅及び住宅地の 供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法 律第67号)による住宅街区整備事業を含む。 以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭 和24年法律第195号)による土地改良事業 の施行に係る土地については、法令若しくは規 約等の定めるところによって仮換地、一時利用 地その他の仮に使用し、若しくは収益すること ができる土地(以下この項において「仮換地等」 と総称する。) の指定があった場合又は土地区 画整理法による土地区画整理事業の施行者が 同法第100条の2(農住組合法第8条第1項 及び密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第46条第1項において適用 する場合並びに大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する特別措置法第8 3条において準用する場合を含む。)の規定に より 管理する土地で当該施行者以外の者が 仮に使用するもの(以下この項において「仮使 用地」という。)がある場合においては、当該 仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収 益することができることとなった日から換地 処分の公告がある日又は換地計画の認可の公 告がある日までの間は、仮換地等にあっては当 該仮換地等に対応する従前の土地について登 記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登 記又は登録されている者をもって、仮使用地に あっては土地区画整理法による土地区画整理 事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもっ て、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る 第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があ った日又は換地計画の認可の公告があった日 から換地又は保留地を取得した者が登記簿に 当該換地又は保留地に係る所有者として登記 される日までの間は、当該換地又は保留地を取 得した者をもって当該換地又は保留地に係る

れる密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第45条第1項第1号の事業 並びに大都市地域における住宅及び住宅地の 供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法 律第67号)による住宅街区整備事業を含む。 以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭 和24年法律第195号)による土地改良事業 の施行に係る土地については、法令若しくは規 約等の定めるところによって仮換地、一時利用 地その他の仮に使用し、若しくは収益すること ができる土地(以下この項において「仮換地等」 と総称する。) の指定があった場合又は土地区 画整理法による土地区画整理事業の施行者が 同法第100条の2(農住組合法第8条第1項 及び密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第46条第1項において適用 する場合並びに大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する特別措置法第8 3条において準用する場合を含む。)の規定に よって管理する土地で当該施行者以外の者が 仮に使用するもの(以下この項において「仮使 用地」という。)がある場合においては、当該 仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収 益することができることとなった日から換地 処分の公告がある日又は換地計画の認可の公 告がある日までの間は、仮換地等にあっては当 該仮換地等に対応する従前の土地について登 記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登 記又は登録されている者をもって、仮使用地に あっては土地区画整理法による土地区画整理 事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもっ て、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る 第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があ った日又は換地計画の認可の公告があった日 から換地又は保留地を取得した者が登記簿に 当該換地又は保留地に係る所有者として登記 される日までの間は、当該換地又は保留地を取 得した者をもって当該換地又は保留地に係る

同項の所有者とみなす。

7 公有水面埋立法(大正10年法律第57号) 第23条第1項の規定により 使用する埋立 地若しくは干拓地(以下この項において「埋立 地等」という。) 又は国が埋立て若しくは干拓 によって造成する埋立地等(同法第42条第2 項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下 この項において同じ。)で工作物を設置し、そ の他土地を使用する場合と同様の状態で使用 されているもの(埋立て又は干拓に関する工事 に関して使用されているものを除く。) につい ては、これらの埋立地等をもって土地とみな し、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町 村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特 例区(以下この項において「都道府県等」とい う。) 以外の者が同法第23条第1項の規定に より 使用する埋立地等にあっては、当該埋立 地等を使用する者をもって当該埋立地等に係 る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条 第1項の規定により 使用し、又は国が埋立て 若しくは干拓によって造成する埋立地等にあ っては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都 道府県等又は国以外の者に使用させている場 合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改 良法第87条の2第1項の規定により国又は 都道府県が行う同項第1号の事業により造成 された埋立地等を使用する者で令で定めるも のを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1 項の所有者とみなす。

8 略

9 家屋の付帯設備(家屋のうち付帯設備に属する部分その他省令で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定付帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供すること

同項の所有者とみなす。

公有水面埋立法(大正10年法律第57号) 第23条第1項の規定によって使用する埋立 地若しくは干拓地(以下この項において「埋立 地等」という。) 又は国が埋立て若しくは干拓 によって造成する埋立地等(同法第42条第2 項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下 この項において同じ。) で工作物を設置し、そ の他土地を使用する場合と同様の状態で使用 されているもの(埋立て又は干拓に関する工事 に関して使用されているものを除く。) につい ては、これらの埋立地等をもって土地とみな し、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町 村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特 例区(以下この項において「都道府県等」とい う。) 以外の者が同法第23条第1項の規定に よって使用する埋立地等にあっては、当該埋立 地等を使用する者をもって当該埋立地等に係 る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条 第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て 若しくは干拓によって造成する埋立地等にあ っては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都 道府県等又は国以外の者に使用させている場 合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改 良法第87条の2第1項の規定により国又は 都道府県が行う同項第1号の事業により造成 された埋立地等を使用する者で令で定めるも のを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1 項の所有者とみなす。

8 略

9 家屋の<u>附帯設備(</u>家屋のうち<u>附帯設備に</u>属する部分その他省令で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「<u>特定附帯設備</u>」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供すること

ができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定付帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税)

- 第37条 区分所有に係る家屋に対して課する 固定資産税については、当該区分所有に係る家 屋の専有部分に係る区分所有者は、法第10条 の2第1項の規定にかかわらず、当該区分所有 に係る家屋に係る固定資産税額を区分所有法 第14条第1項から第3項までの規定の例に より算定した専有部分の床面積の割合(専有部 分の天井の高さ、付帯設備の程度その他省令で 定める事項について著しい差違がある場合に は、その差違に応じて省令で定めるところによ り当該割合を補正した割合)により接分した額 を、当該各区分所有者の当該区分所有に係る家 屋に係る固定資産税として納付しなければな らない。
- 2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法(昭 和25年法律第201号)第20条第1項第1 号に掲げる建築物であって、複数の階に人の居 住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専 有部分の個数が2個以上のもの(以下この項に おいて「居住用超高層建築物」という。) に対 して課する固定資産税については、当該居住用 超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、 法第10条の2第1項及び前項の規定にかか わらず、当該居住用超高層建築物に係る固定資 <u>産税額を、次に掲げる専有部分の区分に応じ、</u> 当該号に定める専有部分の床面積の当該居住 用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の 合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、付 帯設備の程度その他省令で定める事項につい て著しい差違がある場合には、その差違に応じ

ができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税)

第37条 区分所有に係る家屋に対して課する 固定資産税については、当該家屋の専有部分に 係る建物の区分所有等に関する法律第2条第 2項の区分所有者(以下この条、次条、第39 条第1項及び第39条の2第1項において「区 分所有者」という。) は、法第10条の2第1 項の規定にかかわらず、当該家屋に係る固定資 産税額を当該区分所有者全員の共有に属する 共用部分に係る建物の区分所有等に関する法 律第14条第1項から第3項までの規定によ る割合(専有部分の天井の高さ、付帯設備の程 度等について著しい差違がある場合において は、その差違に応じて省令で定めるところによ り当該割合を補正した割合)によってあん分し た額を、当該各区分所有者の当該家屋に係る固 定資産税として納付しなければならない。

て省令で定めるところにより当該割合を補正 した割合)により按分した額を、当該各区分所 有者の当該居住用超高層建築物に係る固定資 産税として納付しなければならない。

- (1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積(当該専有部分に係る区分所有者が区分所有法第3条に規定する一部共用部分(以下「一部共用部分」という。)(付属の建物であるものを除く。以下この号において同じ。)で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を区分所有法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。)を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積
- (2) 前号に掲げる専有部分以外の専有部分 当該専有部分の床面積
- 3 区分所有法

第11条第2項又は第27条第1項の規定による規約(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第88条第4項の規定によりみなされるものを含む。)により区分所有者又は管理者が所有する当該区分所有に係る家屋の共用部分については、当該共用部分を当該家屋の専有部分に係る区分所有者全員(一部共用部分

については、<u>区分所有</u> 法第11条第1項ただし書に規定する区分所 有者全員)の共有に属するものとみなして<u>、前</u> 2項の規定を適用する。

(省令<u>第15条の3第3項</u>の規定による補正の 方法の<u>申出等</u>)

第38条 省令<u>第15条の3第3項又は第15</u> 条の3の2第4項若しくは第5項の規定によ

2 前項の場合又は区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合においては、建物の区分所有等に関する法律第11条第2項又は第27条第1項の規定による規約(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第88条第4項の規定によりみなされるものを含む。)により区分所有者又は管理者が所有する当該区分所有に係る家屋の共用部分については、当該共用部分を当該家屋の専有部分に係る区分所有者全員(建物の区分所有等に関する法律第11条第1項ただし書の共用部分については、同項ただし書の共用部分については、同項ただし書の 区分所有者全員)の共有に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

(省令<u>第15条の3第2項</u>の規定による補正の 方法の<u>申出</u>)

第38条 省令第15条の3第2項

の規定によ

る補正の方法の申出は、区分所有に係る家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) <u>当該</u>代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) <u>当該区分所有に係る</u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) <u>当該</u>区分所有者の住所及び氏名並びに<u>当</u> 該各区分所有者に係る区分所有法

______第14条第1項から第3項まで の規定による割合

(4) 略

2 略

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税)

第39条 区分所有に係る家屋の敷地の用に供 されている土地(以下固定資産税について 「共用土地」という。)で次に掲げる要件を満 たすものに対して課する固定資産税について は、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用 土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有 者であるもの(当該共用土地に係る区分所有に 係る家屋の一の専有部分を2以上の者が共有 する場合においては、当該専有部分に関して は、これらの2以上の者を一の区分所有者とす る。以下固定資産税について 「共用土地納 税義務者」という。)は、法第10条の2第1 項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固 定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地 納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合 (当該共用土地が住宅用地(法第349条の3 の2に規定する住宅用地をいう。以下同じ。) である部分及び住宅用地以外である部分を併 せ有する土地である場合その他の省令で定め る場合においては、省令で定めるところにより

る補正の方法の申出は、区分所有に係る家屋に 係る区分所有者の代表者が毎年1月31日ま でに次の各号に掲げる事項を記載した申出書 を市長に提出して行わなければならない。

- (1) ____代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) <u></u>家屋の所在、家屋番 号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) ___区分所有者の住所及び氏名並びに__ _各区分所有者に係る建物の区分所有等に 関する法律第14条第1項から第3項まで の規定による割合

(4) 略

2 略

(区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税)

第39条 区分所有に係る家屋の敷地の用に供 されている土地(以下この条及び次条において 「共用土地」という。) で次に掲げる要件を満 たすものに対して課する固定資産税について は、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用 土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有 者であるもの(当該共用土地に係る区分所有に 係る家屋の一の専有部分を2以上の者が共有 する場合においては、当該専有部分に関して は、これらの2以上の者を一の区分所有者とす る。以下この条及び次条において「共用土地納 税義務者」という。) は、法第10条の2第1 項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固 定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地 納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合 (当該共用土地が住宅用地(法第349条の3 の2に規定する住宅用地をいう。以下同じ。) である部分及び住宅用地以外である部分を併 せ有する土地である場合その他の省令で定め る場合においては、省令で定めるところにより

当該持分の割合を補正した割合)によって<u>按分した</u>額を、当該各共用土地納税義務者の当該 共用土地に係る固定資産税として納付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合が、その者の当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る区分所有法 第14条第1項から第3項までの規定による割合と一致するものであること。
- 2 前項に規定するもののほか、同項第1号に掲 げる要件に該当する共用土地で同項第2号に 掲げる要件に該当しないものに対して課する 固定資産税については、当該共用土地に係る共 用土地納税義務者全員の合意により同項の規 定により按分する 場合に用いられる割合に 準じて定めた割合によって当該共用土地に係 る固定資産税額を按分する ことを市長に申 し出た場合において、市長が当該割合により按 分する ことが適当であると認めたときは、当 該共用土地に係る各共用土地納税義務者は、法 第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該 共用土地に係る固定資産税額を当該割合によ って按分した 額を、当該各共用土地納税義務 者の当該共用土地に係る固定資産税として納 付しなければならない。

(固定資産税額の按分の申出)

- 第39条の2 前条第2項の規定による固定資産税額の<u>按分の</u>申出は<u>同項の</u>共用土地に係る 共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申 出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) <u>当該</u>代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

当該持分の割合を補正した割合)によって<u>あん</u> 分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該 共用土地に係る固定資産税として納付しなければならない。

- (1) 略
- (2) 当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合が、その者の当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合と一致するものであること。
- 前項に定める もののほか、同項第1号に掲 げる要件に該当する共用土地で同項第2号に 掲げる要件に該当しないものに対して課する 固定資産税については、当該共用土地に係る共 用土地納税義務者全員の合意により同項の規 定によりあん分する場合に用いられる割合に 準じて定めた割合によって当該共用土地に係 る固定資産税額をあん分することを市長に申 し出た場合において、市長が当該割合によりあ ん分することが適当であると認めたときは、当 該共用土地に係る各共用土地納税義務者は、法 第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該 共用土地に係る固定資産税額を当該割合によ ってあん分した額を、当該各共用土地納税義務 者の当該共用土地に係る固定資産税として納 付しなければならない。

(固定資産税額の<u>按分</u>の申出)

- 第39条の2 前条第2項の規定による固定資産税額の整分の申出は、当該 共用土地に係る共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) ____代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)

- (2) <u>当該</u>共用土地の所在、地番、地目及び地積 並びにその用途
- (3) <u>当該</u>共用土地に係る区分所有に係る家屋 の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並 びにその用途
- (4) <u>当該</u>共用土地納税義務者の住所及び氏名 又は名称、<u>当該</u>共用土地に係る区分所有に係 る家屋の各区分所有者に係る<u>区分所有法</u> 第14条第1項から第3

第14余第1項から第3 項までの規定による割合並びに<u>当該</u>各共用 土地納税義務者の共用土地に係る持分の割 合

- (5) 前条第1項の規定により<u>按分する</u>場合に 用いられる割合に準じて定めた割合及び当 該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項(同条第7項の規定 により読み替えて適用される場合を含む。)の 規定による同条第6項に規定する特定被災共 用土地(以下この項において「特定被災共用土 地」という。)に係る固定資産税額の按分の申 出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地 納税義務者(以下「特定被災共用土地納税義務 者」という。)(同条第7項の規定により読み 替えて同条第6項の規定が適用される場合に あっては、同条第7項の規定により読み替えて 適用される同条第6項に規定する特定仮換地 等納税義務者。以下この条において同じ。)の 代表者が法第349条の3の3第1項に規定 する被災年度(以下「被災年度」という。)の 翌年度及び翌々年度(同項に規定する避難の指 示等(以下この項において「避難の指示等」と いう。)が行われた場合において、同条第1項 に規定する避難等解除日(以下この項において 「避難等解除日」という。)の属する年が同条 第1項に規定する被災年(以下この項において 「被災年」という。)の翌年以後の年であると きは当該被災年度の翌年度から避難等解除日 の属する年の1月1日から起算して3年を経

- (2) ____共用土地の所在、地番、地目及び地積 並びにその用途
- (3) ____共用土地に係る区分所有に係る家屋 の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並 びにその用途
- (4) ____共用土地納税義務者の住所及び氏名 又は名称、___共用土地に係る区分所有に係 る家屋の各区分所有者に係る建物の区分所 有等に関する法律第14条第1項から第3 項までの規定による割合並びに____各共用 土地納税義務者の共用土地に係る持分の割 合
- (5) 前条第1項の規定により<u>鞍分する</u>場合に 用いられる割合に準じて定めた割合及び当 該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項(同条第7項の規定

により読み替えて適用される場合を含む。)の 規定による特定被災共用土地 に係る固定資産税額の<u>接分の</u>申 出は、特定被災共用土地納税義務者(同項 の規定により読み 替えて同条第6項の規定が適用される場合に あっては、特定仮換地等納税義務者 。以下この条において同じ。)の 代表者が当該年度 過する日を賦課期日とする年度までの各年度、 同条第1項に規定する被災市街地復興推進地 域が定められた場合(避難の指示等が行われた 場合において、避難等解除日の属する年が被災 年の翌年以後の年であるときを除く。)には当 該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とす る年度までの各年度。第51条の4第1項及び 第3項において同じ。) の初日の属する 年の1月31日までに次の各号に掲げる事項 を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) <u>当該</u>代表者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) <u>当該</u>特定被災共用土地(法第352条の2第7項の規定により読み替えて同条第6項の規定が適用される場合にあっては、特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等をいう。第51条の4第1項第2号及び第6号において同じ。)を含む。)の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) <u>当該</u>特定被災共用土地に係る被災区分所 有家屋(法第352条の2第3項に規定する 被災区分所有家屋をいう。次号において同 じ。)の当該被災年度に係る賦課期日におけ る所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並 びにその用途
- (4) <u>当該</u>特定被災共用土地に係る被災区分所 有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった 震災等(法第349条の3の3第1項に規定 する震災等をいう。<u>第51条の4第1項第5</u> 号において同じ。)の発生した日時及びその 詳細
- (5) <u>当該</u>特定被災共用土地納税義務者の住所 及び氏名又は名称並びに<u>当該</u>各特定被災共 用土地納税義務者の特定被災共用土地に係

る持分の割合

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按</u> 分する場合に用いられる割合に準じて定め た割合及び当該割合の算定方法
- (7) 略

3 略

(固定資産税の課税標準の特例)

第40条の3 法第349条の3<u>から第349</u> <u>条の5までのいずれか</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、<u>これら</u>の規定に定めるところによる。

<u>(法第349条の3第28項の条例で定める割</u>合等)

- 第40条の3の2 次の各号に掲げる規定の条 例で定める割合は、当該各号に定める割合とす る。
 - (1) 法第349条の3第28項 2分の1
 - (2) 法第349条の3第29項 2分の1
 - (3) 法第349条の3第30項 2分の1

(固定資産税の徴収の方法等)

第45条の2 略

2 法第364条第5項<u>に規定する固定資産</u>に ついて同条第2項<u>に規定する納税通知書</u>の交 付期限までに当該固定資産に係る法第389 条第1項の規定による通知が行われなかった 場合においては、当該通知が行われる日までの 間に到来する納期において徴収すべき固定資 産税に限り、当該固定資産に係る法第364条 第5項<u>に規定する仮算定税額</u>を当該年度の納 期の数で除して得た額の範囲内において、当該 固定資産に係る固定資産税をそれぞれの納期 において徴収することができる。ただし、<u>その</u> 徴収することができる額の総額は、<u>当該</u>仮算定 税額の2分の1に相当する額を超えることが る持分の割合

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>液</u> 分する場合に用いられる割合に準じて定め た割合及び当該割合の算定方法
- (7) 略

3 略

(固定資産税の課税標準の特例)

第40条の3 法第349条の3<u>、第349条の</u> 3の2又は第349条の4の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、それぞれ当該各条に定める額とする。

(固定資産税の徴収の方法等)

第45条の2 略

2 法第364条第5項<u>の固定資産</u> について同条第2項<u>の納税通知書</u> の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合においては______

_____、当該固定資産に係る法第364条 第5項<u>の仮算定税額</u>を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該 固定資産に係る固定資産税をそれぞれの納期 において徴収することができる。ただし、<u>当該</u> 徴収することができる額の総額は、____仮算定 税額の2分の1に相当する額を超えることが できない。

3 前項の規定により 固定資産税を賦課した 後において法第389条第1項の規定による 通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当 該年度分の固定資産税額(以下この項において 「本算定税額」という。)に既に賦課した固定 資産税額が満たない場合においては、当該通知 が行われた日以後の納期においてその不足税 額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算 定税額を超える場合においては、法第17条又 は第17条の2の規定により 当該納税者に 還付し、又は未納に係る徴収金に充当するもの とする。

4 略

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定 資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成30年

3月31日までの間に新築された中高層耐火

建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又

は建築基準法 2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該 当する建築物で、地上階数(令で定めるところ により計算した地上階数をいう。) 3以上を有 するものをいう。)である住宅で令で定めるも のに対して課する固定資産税については、法附 則第15条の7第1項若しくは第2項又は附 則第15条の8第1項若しくは第3項から第 5項までの規定の適用がある場合を除き、当該 住宅に対して新たに固定資産税が課されるこ ととなった年度から5年度分の固定資産税に 限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有 に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を 受ける部分に係る税額として各区分所有者ご とに令で定めるところにより算定した額の合 算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人 の居住の用に供する部分以外の部分を有する 住宅その他の令で定める住宅に限る。) にあっ

できない。

3 前項の規定によって固定資産税を賦課した 後において法第389条第1項の規定による 通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当 該年度分の固定資産税額(以下<u>本項</u>において 「本算定税額」という。)に既に賦課した固定 資産税額が満たない場合においては、当該通知 が行われた日以後の納期においてその不足税 額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算 定税額を超える場合においては、法第17条又 は第17条の2の規定によって当該納税者に 還付し、又は未納に係る徴収金に充当する

4 略

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定 資産税の減額)

第50条 昭和39年1月2日から平成30年 3月31日までの間に新築された中高層耐火 建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物又 は建築基準法(昭和25年法律第201号)第 2条第9号の3イ若しくは口のいずれかに該 当する建築物で、地上階数(令で定めるところ により計算した地上階数をいう。) 3以上を有 するものをいう。) である住宅で令で定めるも のに対して課する固定資産税については、法附 則第15条の7第1項若しくは第2項又は附 則第15条の8第1項若しくは第3項から第 5項までの規定の適用がある場合を除き、当該 住宅に対して新たに固定資産税が課されるこ ととなった年度から5年度分の固定資産税に 限り、当該住宅に係る固定資産税額(区分所有 に係る住宅にあってはこの条の規定の適用を 受ける部分に係る税額として各区分所有者ご とに令で定めるところにより算定した額の合 算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅(人 の居住の用に供する部分以外の部分を有する 住宅その他の令で定める住宅に限る。) にあっ

てはこの条の規定の適用を受ける部分に係る 税額として令で定めるところにより算定した 額とする。)の2分の1に相当する額を当該住 宅に係る固定資産税額から減額する。

(削る)

(被災住宅用地の申告等)

第51条の4 法第349条の3の3第1項(同条第2項において<u>読み替えて</u>準用する場合及び同条第3項(同条第4項において<u>読み替えて</u>準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度及び翌々年度の初日の属する年の1月31日(同条第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあっては、3月31日)までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 法第349条の3の3第1項に規定する 被災住宅用地(以下「被災住宅用地」という。) (同条第3項の規定により読み替えて同条

てはこの条の規定の適用を受ける部分に係る 税額として令で定めるところにより算定した 額とする。)の2分の1に相当する額を当該住 宅に係る固定資産税額から減額する。

- <u>(新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の</u> 適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第50条の2 前2条に規定する住宅のいずれかに該当する住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
 - (2) <u>当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造及</u> び床面積
 - (3) <u>当該家屋の建築年月日、登記年月日及び当</u> 該家屋を居住の用に供した年月日

(被災住宅用地の申告等)

50 1 未07 4	広年 3 4 9 米の	3003年1項(回
条第2項にお	3Nて	_準用する場合及
び同条第3項	(同条第4項に	おいて
準用する場合	合を含む。以下で	この項において同
じ。) の規定[により読み替え ⁻	て適用される場合
を含む。第3	項において同じ	。) の規定の適用
を受けようと	:する者は <u>、当該</u> :	年度
の初]日の属する年の	1月31日(同条
第3項の規定	こにより読み替え	えて同条第1項の
規定が適用さ	される場合にあっ	っては、3月31
日)までに、	次の各号に掲げ	る事項を記載した
申告書を市長	に提出しなけれ	ばならない。

- (1) 略
- (2) <u>被災住宅用地(法第349条の3の3第3</u> 項

の規定により読み替えて同条

第1項の規定が適用される場合にあっては、 被災住宅用地とみなされた特定仮換地等を 含む。)の所在、地番及び地積

(3)~(5) 略

- (6) 当該被災年度の翌年度及び翌々年度に係る賦課期日現在において被災住宅用地(法第349条の3の3第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあっては、被災住宅用地とみなされた特定仮換地等)を住宅用地として使用することができない理由
- (7) 略
- 2 略

3	<u>法第349条の3の3第1項の規定の適用</u>
	を受ける土地に係る被災年度の翌年度及び
	翌々年度の各年度分の固定資産税については、
	前条の規定は、適用しない。

附 則

1~6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

- 7 略
- 8 法<u>附則第15条第32項</u>の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに

第1項の規定が適用される場合にあっては、 被災住宅用地とみなされた特定仮換地等を 含む。)の所在、地番及び地積

(3)~(5) 略

(6) 当該年度 に係る賦課期日現在において被災住宅用地(法第349条の3の3第3項の規定により読み替えて同条第1項の規定が適用される場合にあっては、被災住宅用地とみなされた特定仮換地等)を住宅用地として使用することができない理由

(7) 略

- 2 略
- 3 法第349条の3の3第1項の規定の適用 を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は 翌々年度分(避難の指示等(同項に規定する避難 難の指示等をいう。)が行われた場合において、 避難等解除日(同項に規定する避難等解除日を いう。以下この項において同じ。)の属する年 が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被 災年度の翌年度から避難等解除日の属する年 の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日 とする年度までの各年度分)の固定資産税につ いては、前条の規定は適用しない。

附 則

1~6 略

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

- 7 略
- 8 法<u>附則第15条第33項</u>の規定の適用を受ける償却資産(太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。)に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに

課されることとなる年度から3年度分に限り、 固定資産税を課さない。

9 略

(固定資産税等の課税標準等の特例)

10 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1)~(7) 略

- (8) 法附則第15条第28項 2分の1
- (9) 法附則第15条第29項 2分の1
- (10) 法附則第15条第30項 2分の1
- (11) 法<u>附則第15条第32項第1号</u> 3分の 2
- (12) 法<u>附則第15条第32項第2号</u> 2分の 1

(削る)

- (ii) 法<u>附則第15条第37項</u> 3分の2 (削る)
- (14) 法附則第15条第39項 5分の4
- <u>(15) 法附則第15条第44項 2分の1</u>
- (16) 法附則第15条第45項 3分の2
- (17) 法附則第15条の8第4項

3分の2

11~34 略

(軽自動車税の税率の特例)

35 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第41項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

課されることとなる年度から3年度分に限り、 固定資産税を課さない。

9 略

(固定資産税等の課税標準等の特例)

- 10 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。
 - (1)~(7) 略
 - (8) 法附則第15条第29項 2分の1
 - (9) 法附則第15条第30項 2分の1
 - (10) 法附則第15条第31項 2分の1
 - (11) 法<u>附則第15条第33項第1号</u> 3分の 2
 - (12) 法<u>附則第15条第33項第2号</u> 2分の1
 - (13) 法附則第 1 5 条第 3 6 項 3 分の 2
 - (14) 法附則第15条第39項 3分の2
 - (15) 法附則第15条第40項 4分の3
 - (16) 法附則第15条第42項 5分の4
 - (17) 法附則第15条の8第4項<u>において読み</u> <u>替えて準用する法附則第15条の6第2項</u> 3分の2
- 11~34 略

(軽自動車税の税率の特例)

35 3輪以上の軽自動車(法附則第30条第1項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から附則第38項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 36 略
- 37 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第40項及び第41項において同じ。)で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 38 略
- 39 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第 6項各号に掲げるものに対する第62条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29 年4月1日から平成30年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車 が平成30年4月1日から平成31年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附 則第36項の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。
- 40 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第 7項各号に掲げるものに対する第62条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29 年4月1日から平成30年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には平成

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 36 略
- 37 軽課対象期間に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の 燃料として用いるものに限る。次項

において同じ。)で法附則第30条第4項各号に掲げるものに対する平成29年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

38 略

- 30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第37項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 41 3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)で法附則第30条第8項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第38項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 42 略
- 43 略
- <u>44</u> 略
- 45 略

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

- 46 略
- 47 略
- 48 附則第46項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の 申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む。)に附則第46項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の

- 39 略
- 40 略
- 41 略
- 42 略

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

- <u>43</u> 略
- 44 略
- 45 附則第43項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に附則第43項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(新築認定長期優良住宅に対する固定資産税の

減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

49 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)第10条第2号に 規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令 附則第7条第3項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

50 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかった理由を当該申告書に記載しなければならない。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 51 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項並びに附則第53項及び第56項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第56項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 略

減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)第10条第2号に 規定する認定長期優良住宅で法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当するものについて、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令 附則第7条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

47 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出できなかった 理由を当該申告書に記載しなければならない。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 48 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第50項

__において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準(法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準をいう。附則第50項において同じ。)に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 略

- (2) <u>当該</u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及 び床面積
- (3) 当該家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該耐震改修が完了した年月日
- (5) 当該耐震改修に要した費用の金額
- 52 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかった理由を当該申告書に記載しなければならない。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする者がすべき 申告)

- 53 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
 - (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床</u> 面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該耐震改修が完了した年月日
 - (5) 当該耐震改修に要した費用の金額
- 54 前項の規定にかかわらず、法附則第15条 の9の2第1項の規定の適用を受けようとす る者は、前項に規定する期間の経過後に同項の 申告書を提出しようとする場合は、同項各号に 掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出 することができなかった理由を当該申告書に 記載しなければならない。

- (2) <u></u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及 び床面積
- (3) ____家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) ____耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用の金額
- 49 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出できなかった 理由を当該申告書に記載しなければならない。

55 <u>附則第53項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。</u>

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 56 略

- (1) 略
- (2) <u>当該</u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及 び床面積
- (3) 当該家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該耐震改修が完了した年月日
- (5) <u>当該</u>耐震改修に要した費用で省令<u>附則第</u> 7条第14項に規定する補助の算定の基礎 となったものの金額

5 7 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修 専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)

58 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第9項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 令<u>附則第12条第30項各号</u>のいずれか に該当する者の住所、氏名及びその者が当該 各号のいずれに該当するかの別
- (5) 当該改修工事が完了した年月日
- (6) 当該改修工事に要した費用の金額
- (7) <u>当該</u>改修工事について令<u>附則第12条第</u> 31項に規定する補助金等の交付又は同項

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 50 略

- (1) 略
- (2) <u></u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及 び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) ____耐震改修が完了した年月日
- (5) ____耐震改修に要した費用で省令<u>附則第</u> 7条第11項に規定する補助の算定の基礎 となったものの金額

5 1 略

(高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修 専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適 用を受けようとする者がすべき申告)

- 52 法附則第15条の9第4項に規定する高 齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定す る高齢者等居住改修専有部分について、これら の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢 者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修 専有部分に係る改修工事が完了した日から3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申 告書に省令<u>附則第7条第8項各号</u>に掲げる書 類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1)~(3) 略
 - (4) 令<u>附則第12条第28項各号</u>のいずれか に該当する者の住所、氏名及びその者が当該 各号のいずれに該当するかの別
 - (5) 改修工事が完了した年月日
 - (6) ____改修工事に要した費用の金額
 - (7) 改修工事について令<u>附則第12条第</u>29項に規定する補助金等の交付又は同項

に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介 護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあ っては、その金額

- 59 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9第4項又は第5項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかった理由を当該申告書に記載しなければならない。
- 60 附則第58項の規定にかかわらず、同項の 規定により同項の申告書に添えるものとされ ている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により 確認する ことができるときは、<u>当該</u>申告書への添付を省 略させることができる。

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

61 法附則第15条の9第9項に規定する熱 損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失 防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部 分に係る改修工事が完了した日から3月以内 に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に 省令<u>附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を 添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 当該改修工事が完了した年月日
- (5) 当該改修工事に要した費用の金額
- (6) <u>当該</u>改修工事について令<u>附則第12条第</u> 38項に規定する補助金等の交付を受ける 場合にあっては、その金額
- 62 前項の規定にかかわらず、法附則第15条 の9第9項又は第10項の規定の適用を受け ようとする者は、前項に規定する期間の経過後 に同項の申告書を提出しようとする場合は、同

に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介 護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

- 53 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9第4項又は第5項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出できなかった 理由を当該申告書に記載しなければならない。
- 54 <u>附則第52項</u>の規定にかかわらず、同項の 規定により_____申告書に添えるものとされ ている書類については、市長は、当該書類によ り証明すべき事実を公簿等に<u>よって</u>確認する ことができるときは、____申告書への添付を省 略させることができる。

(熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

55 法附則第15条の9第9項に規定する熱 損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの 規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失 防止改修住宅又は当該熱損失防止改修専有部 分に係る改修工事が完了した日から3月以内 に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に 省令<u>附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を 添えて市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 改修工事が完了した年月日
- (5) ____改修工事に要した費用の金額
- (6) ____改修工事について令<u>附則第12条第</u> 36項に規定する補助金等の交付を受け る場合にあっては、その金額
- 56 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9第9項又は第10項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同

項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を<u>提出することができなかった</u>理由を当該申告書に記載しなければならない。

63 <u>附則第61項</u>の規定にかかわらず、同項の 規定により<u>同項の</u>申告書に添えるものとされ ている書類については、市長は、当該書類によ り証明すべき事実を公簿等に<u>より</u>確認する ことができるときは、<u>当該</u>申告書への添付を省 略させることができる。

<u>(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止</u> 改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 6 4 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅再有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第12項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
 - (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び</u> 人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該改修工事が完了した年月日
 - (5) 当該改修工事に要した費用の金額
 - (6) 当該改修工事について令附則第12条第 38項に規定する補助金等の交付を受ける 場合にあっては、その金額
- 65 前項の規定にかかわらず、法附則第15条 の9の2第4項又は第5項の規定の適用を受 けようとする者は、前項に規定する期間の経過 後に同項の申告書を提出しようとする場合は、 同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申

項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を<u>提出できなかった</u>理由を当該申告書に記載しなければならない。

57 附則第55項の規定にかかわらず、同項の規定により_____申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、____申告書への添付を省略させることができる。

告書を提出することができなかった理由を当 該申告書に記載しなければならない。

6 6 附則第 6 4 項の規定にかかわらず、同項の 規定により同項の申告書に添えるものとされ ている書類については、市長は、当該書類によ り証明すべき事実を公簿等により確認するこ とができるときは、当該申告書への添付を省略 させることができる。

<u>67</u> 略

<u>58</u> 略

改正後

現行

第2条

附則第25項中「附則第35条の2第6項」を 「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の 2第5項」に改め、附則第67項を附則第68項 とし、附則第66項中「附則第64項」を「附則 第65項」に改め、同項を附則第67項とし、附 則第65項を附則第66項とし、附則第64項を 附則第65項とし、附則第63項中「附則第61 項」を「附則第62項」に改め、同項を附則第6 4項とし、附則第62項を附則第63項とし、附 則第61項を附則第62項とし、附則第60項中 「附則第58項」を「附則第59項」に改め、同 項を附則第61項とし、附則第56項から附則第 59項までを1項ずつ繰り下げ、附則第55項中 「附則第53項」を「附則第54項」に改め、同 項を附則第56項とし、附則第52項から附則第 54項までを1項ずつ繰り下げ、附則第51項中 「附則第53項及び第56項」を「附則第54項 及び第57項」に、「附則第56項」を「附則第 57項」に改め、同項を附則第52項とし、附則 第50項を附則第51項とし、附則第49項を附 則第50項とし、附則第48項の次に次の1項を 加える。

<u>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の</u> <u>医療費控除の特例)</u>

49 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」

第2条

附則第25項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改め、附則第58項を附則第59項とし、附則第57項中「附則第55項」を「附則第56項を附則第57項とし、附則第56項を附則第57項とし、附則第56項とし、附則第54項中「附則第52項」を「附則第53項」に改め、同項を附則第52項」を「附則第53項」に改め、同項を附則第55項とし、附則第49項から附則第53項までを1項ずつ繰り下げ、附則第48項中「附則第50項」を「附則第51項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第47項を附則第48項とし、附則第47項を附則第48項とし、附則第46項を附則第47項とし、附則第45項の次に次の1項を加える。

<u>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の</u> <u>医療費控除の特例)</u>

46 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の4第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」

と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4条の4第3項の規定により読み替えて適用 される法第314条の2第1項(同号に限 る。)」として、同条の規定を適用することが できる。 と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(同号に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付 則

1~3 略

4 平成29年改正後条例<u>附則第49項</u>の規定 は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税 について適用する。

5~8 略

付 則

1~3 略

4 平成29年改正後条例<u>附則第46項</u>の規定 は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税 について適用する。

5~8 略

<平成29年5月議会>

種	別	条例	番	号	議案第64号	所	管	健康福祉局企画管理課
件	名	尼崎市保健福祉	Ŀセン・	ター	-条例について			
					内	容		

1 制定理由

保健・福祉に係る市民の相談内容の多様化・複雑化に対し、保健・福祉部門が一体となり対応するための総合的な相談支援の拠点として、社会福祉法第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所及び地域保健法第18条第1項の規定に基づく保健センターを合わせた、保健福祉センターを市内2か所に設置することから、新たに条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 設置(第1条)

社会福祉法第14条第1項の規定に基づく福祉に関する事務所、及び地域保健法第18条第1項の規定に基づく保健センターとして、保健福祉センターを設置する。

(2) 名称、位置及び所管区域(第2条、第4条、別表)

名称	位置	所管区域
尼崎市北部保健	尼崎市南塚口町2丁	本市の区域のうち、西日本旅客
福祉センター	目1番1号	鉄道東海道本線の北側の敷地境
		界線以北の区域
尼崎市南部保健	尼崎市竹谷町2丁目	本市の区域のうち、尼崎市北部
福祉センター	183番地	保健福祉センターの所管区域以
		外の区域

(一部業務については、市内全域を各センターの所管区域とする)

(3) 所掌事項(第3条)

保健福祉センターは社会福祉法第14条第6項に規定する事務及び地域保健法第18条第2項に規定する事業、その他市長が必要と認める事項をつかさどる。

3 本条例制定に伴う所要の整備(付則)

本条例の施行により、尼崎市福祉事務所の設置等に関する条例を廃止するとともに、尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例について、所要の整備を行う。

4 施行期日

平成30年1月1日

尼崎市福祉事務所の設置等に関する条例

現 行

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第14条第1項の規定に基づき、本市に福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

(福祉事務所の名称等)

第2条 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
尼崎市福祉事務所	尼崎市東七松町1丁目23番1号	本市の全域
	(尼崎市役所内)	

(所掌事務)

第3条 福祉事務所は、法第14条第6項に規定する事務のほか、社会福祉に関し市長が必要と認める事務をつかさどる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

<u> 尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例</u> 改正後 現行 尼崎市保健所の設置及び管理に関する条例 尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理 に関する条例 (設置) (設置) 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101 第1条 地域保健法(昭和22年法律第101 号)第5条第1項の規定に基づき、市に保健 号)第5条第1項及び第18条第1項の規定 に基づき、<u>本市に保健所及び保健センター</u>を <u>所</u>を設置する。 設置する。 (名称及び位置) (保健所の名称及び位置) 第2条 保健所の名称及び位置は、次表のとお 第2条 保健所の名称及び位置は、<u>次</u>のとおり りとする。 とする。 名称 位置 名称 位置 尼崎市保健所 尼崎市七松町1丁目3番1 尼崎市保健所 尼崎市七松町1丁目3番1 - 502号 - 502号

(削る)

(委任)

第3条 別に定めるものを除くほか、保健所の 管理について必要な事項は、市長が定める。

(保健センターの名称及び位置) 第3条 保健センターの名称及び位置は、次の

とおりとする。

<u>名称</u>	<u>位置</u>
尼崎市保健セ	尼崎市七松町1丁目3番1
<u>ンター</u>	- 502号

(委任)

第<u>4</u>条 別に<u>定めがあるものの</u>ほか、保健所<u>及</u> び保健センターの管理について必要な事項 は、市長が定める。

<平成29年5月定例会>

種	別	その他	番号	議案第65号	所 管	住宅整備担当
件	名	事業契約の変更	色について	て(市営武庫3住宅	第2期(宮ノ北住宅)建替事業)
				内	容	

1 変更理由

宮ノ北住宅第1次工区の1、3、5、7、9号棟の解体工事に先立つ事前調査において、アスベスト含有材使用状況調査を実施したところ、外壁や屋上等の仕上げ材の一部にアスベストが含まれていることを確認した。

そのため、解体工事に先立ち、外壁仕上げ材等のアスベストの除去工事を増工する必要が生じたことから、事業契約の変更を行うもの。

2 契約の相手方

株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市 浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロス コーポレイションを構成企業とするグループ

代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎

3 契約金額

変更前 8,362,603,600円 変更後 8,659,203,600円 増 額 296,600,000円

金額は消費税等相当額8%を含む。ただし、入居者移転支援業務に係る経費に 一部消費税等対象外経費あり。

4 变更内容

宮ノ北住宅1、5、7、9号棟の外壁仕上げ材等のアスベスト含有建材の除去工事の増工

5 契約期間

変更前 平成28年10月11日から平成33年5月31日まで 変更後 平成28年10月11日から平成33年8月31日まで 延 長 92日間

<平成29年5月定例会>

種	別	その他	番号	議案第66号	所 管	住宅管理担当
件	名	指定管理者の推	旨定につ	いて(尼崎市立尼崎	奇稲葉荘園	五地)
				内	容	

1 施設名・所在地尼崎市立尼崎稲葉荘団地尼崎市稲葉荘2丁目

2 指定管理者

西宮市六湛寺町9番16号

日本管財株式会社

代表取締役社長 福田 慎太郎

3 指定期間

平成29年6月1日から平成33年3月31日まで(3年10月)

4 指定理由

尼崎稲葉荘団地の管理業務については、従前より南部地域の市営住宅等と一体的に 維持管理することで経済性、効率性を発揮しながら実施してきた。

今後も引き続き経済的、効率的な維持管理を行うため、平成33年3月までの間に限り、南部地域の市営住宅等の指定管理者である日本管財株式会社を非公募で指定管理者として指定する。

なお、平成33年4月以降については、南部地域の市営住宅等の指定管理業務に含めて公募による選定を行う。

<平成29年5月定例会>

種	別	その他	番号	議案第67号	所 管	公園維持課			
件	名	工事請負契約の変更について(魚つり公園釣り桟橋改修工事)							
				内	容				

1 変更理由

工事着手に係り、基礎杭の潜水調査を行ったところ、既設防食塗装の劣化が著しい ことが判明したため防食塗装を増工する必要が生じた。

また、主桁補修について、当初設計時は代表箇所を調査し、全体の補修数量を推計していたが、工事着手に係る詳細調査の結果、当初の想定より主桁の腐食が進んでいる箇所が多いことが判明したため、シート補修を減工し、当て板補修を増工する必要が生じた。

これらのことから、工事請負契約の変更を行うもの。

2 契約の相手方

尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫

3 契約金額

変更前 285,660,000円 変更後 321,854,040円 増 額 36,194,040円 (金額は消費税等相当額8%を含む。)

4 変更内容

既設基礎杭の防食塗装の増工 主桁の当て板補修の増工

5 契約工期

平成28年6月27日から平成29年9月30日まで(変更なし)